

独立行政法人海上災害防止センター

平成15年度業務実績評価調書

平成16年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

平成15年度業務実績評価調書：独立行政法人海上災害防止センター

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		認定	評定理由	意見
中期計画	平成15年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 組織運営の効率化の推進 センターは、函館、佐世保、鹿児島島の3箇所に支所を配置している。 これら3支所の主要業務は、国家石油備蓄会社から受託している国家石油備蓄会社が協同で保有する「防災解」の維持管理及び訓練業務であるが、平成15年度には国家石油備蓄会社が廃止され、民間操業会社の設立が予定されている。今後、これに伴って「防災解」による防災体制が見直される場合等においては、支所の廃止も含めて組織・機構・定員の見直しを行う。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 組織運営の効率化の推進 石油公団が独立行政法人化されることに伴い、国家石油備蓄会社から受託している国家石油備蓄基地の排出油防除資機材の維持体制について、より効率的な体制とする必要が生じたことから、函館、佐世保及び鹿児島島の3支所における国家石油備蓄基地の排出油防除資機材の維持管理及び訓練業務について検討し、検討結果に基づき支所の配置等について見直しを行う。</p>	2	<p>国家石油備蓄基地の排出油防除資機材の維持体制をより効率的なものとするために、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構等と調整のうえ、具体的な効率化計画を立案し、当該計画に基づいて、函館、佐世保及び鹿児島島の3支所における排出油防除資機材の維持管理及び訓練業務の効率的体制について検討を実施した。 16年度の当初に函館支所を廃止することを決定するとともに、資機材の維持管理については、防災解方式から陸上保管方式に変更するなど所要の見直しを実施するなど着実な実施状況にある。</p>	
<p>(2) 業務運営の効率化の推進 一般管理費について、主たる事務所を移転させる等により、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減する。</p>	<p>(2) 業務運営の効率化の推進 一般管理費について、事務所借料を削減するため主たる事務所を移転する</p>	2	<p>事務所借料を削減するため平成16年1月、主たる事務所を東京都新宿区高田馬場から東京都中央区明石町に移転するとともに、業務の一部を横浜市に移転。16年4月の海防法改正により主たる事務所を神奈川県に変更した。 これにより、事務所借料を年換算で14,252千円（平成14年度管理費553百万円に対し約2.6%）削減する等着実な実施状況にある。 なお、事務所の選定にあたっては、研修所の所在する横須賀、消防船の定係地である川崎港、主務官庁の所在する東京都心との業務連絡を考慮し、かつ、危機</p>	

			管理業務である1, 2号業務の迅速性の担保及び有害液体物質資機材を保管している横浜への交通を考慮。これらに必要な事務所面積、機能を確保できることを条件として選定した結果、現在の事務所を選択した。	
事業費について、防災費を除き、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で5%程度に相当する額を削減する。	事業費について、経費を削減するため国家石油備蓄基地の排出油防除資機材の維持体制の見直しを行う。	2	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構等と調整のうえ、具体的な効率化計画を立案し、当該計画に基づいて、国家石油備蓄基地が必要とする排出油防除資機材の数量を検討し、他の地域を含めた再配置を実施。資機材の管理方式を防災解方式から陸上保管方式に変更、訓練方法を見直しするなど所要の措置を実施するなど着実な実施状況にある。 これらの措置により国家石油備蓄にかかる事業費は、17,992千円(平成14年度事業費1,308百万円に対し約1.4%)の削減となった。 15年下半期分は127,925千円 14年度同期分 145,917千円	目標の設定にあたっては、経費削減が事業縮小を目的としているものか、縮小均衡型を目的としているものかを含め明確にするとともに、数値目標を設定すべきである。 業務実績報告に際しては削減額を記載するのみでなく、削減率も併記することが望ましい。
(3) 関係機関等との連携の強化 民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等との連携を密にした業務運営を行う	(3) 関係機関等との連携の強化 水島、大分において、それぞれの地域の沿岸海域災害対策協議会及び地区石油コンビナート等特別防災区域協議会他が主催する訓練が予定されているため、これらの地域の訓練に合わせて油回収装置の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化する。	2	防除作業を進めるうえで、地域の災害対策協議会との連携は不可欠であり、普段から関係機関との連携を密にして業務運営を行うことが必要との観点から、地域で実施される予定の訓練計画を前広に情報収集を実施。機材部の防災資機材運搬訓練とも調整を図りつつ、油回収装置の運用訓練を実施するべく計画を策定し、15年度は、水島地区及び大分地区海上防災訓練にセンターの油回収装置及びオイルフェンス展張船を参加させ、関係機関と連携した訓練を実施。着実な実施状況であったと認められる。	
(4) 防災措置業務を、より効率的かつ効果的に実施するための方策についての検討を実施する。	(4) 防災措置業務を、より効率的かつ効果的に実施するための方策について、検討会を設置し、素	2	我が国の海上防災業務の一翼を担うセンターとして、さらに、危機管理を的確に実施するため、センターの実施する防	年度計画の設定が抽象的であり、今後検討を要すると考えられる。

	案の策定を行う。	<p>災害措置業務をより効果的かつ効率的に実施するための方策について、関係機関と検討会を開催して協議し、素案の策定をすることを計画。</p> <p>有害液体物質については、「2000年の危機物質及び有害液体物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に対する議定書」(OPRC-HNS議定書)が2007年にも発効する見通しであり、これに対応する体制を整えるための素案を策定するなど、着実な実施状況である。</p> <p>また、流出油防除及び海上火災消火の方策について検討を開始した。</p>	
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置実施事業</p> <p>海上保安庁長官の指示による排出特定油防除措置の実施、船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置の実施を迅速かつ的確に行うために必要な体制を確保するため、次の事業を実施する。</p> <p>機材部が全国10基地に保有する油回収装置の運用システムの構築</p> <p>機材部は全国10基地(横須賀、四日市、和歌山下津、大阪泉北、姫路、水島、松山、徳山下松、関門、大分)に油回収装置を配備している。近年の海洋環境に関する国民意識の向上や外国船舶の事故の増加に伴い、油流出事故発生時に迅速かつ効率的な防除措置を実施するため、防災部と機材部が協力して各配備基地毎に作業船の手配、油回収装置の運用、回収油</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置実施事業</p> <p>平成15、16年度で、油回収装置を配備している全国10基地(横須賀、四日市、和歌山下津、大阪泉北、姫路、水島、松山、徳山下松、関門、大分)について、作業船の手配、油回収装置の運用、回収油の輸送及び一時貯蔵、最終処分等を含め、各地域の実状に合わせて一環したシステムを構築することとし、平成15年度は、船舶の輻輳する主要航路を抱える東京湾の横須賀基地及び瀬戸内海東部の姫路基地について、マニュアル化を行うとともに、関係者に対して事前に周知する。</p>	<p>2</p> <p>平成13、14年度、従来の油回収船の代替として全国10基地に油回収装置を配備した。</p> <p>油回収装置は油水回収能力に優れるが、回収した油水を一時貯蔵するバージの確保や、油水の輸送、仮置き及び最終処分について、各地域の実情を考慮したきめ細かな回収計画を策定する必要がある。回収装置を有効に活用するため回収から最終処分までの一環システムを構築するために、15年度においては、計画どおり、船舶の輻輳する主要航路を抱える東京湾の横須賀基地及び瀬戸内海東部の姫路基地について、油回収手順等のマニュアル化を行い、日本船主責任相互保険組合や船舶所有者等の関係者に周知するなど着実な実施状況であった。</p>	

<p>の輸送及び一時貯蔵、最終処分等を含め、各地域の実情に合わせて一環したシステムを構築し、マニュアル化を行うとともに、関係者に対して事前に周知する。</p>				
<p>契約防災措置実施者の能力の向上 ア 契約防災措置実施者に対する訓練 排出油等の防除措置に係る知識と技能を教授する「海洋汚染対応コース」(国際海事機関カリキュラムに準拠)を修了した契約防災措置実施者の監督職員数を増加させるため、毎年度研修を実施する。</p>	<p>契約防災措置実施者の能力の向上 ア 契約防災措置実施者に対する訓練 実施予定なし。 (注)平成15年6月に、28名の監督職員の研修を実施済み。</p>	-	-	<p>(平成15年6月に、28名の監督職員の研修を実施済み。 15年度独法化後は、契防者に対する訓練を実施していないため、評価の対象とならず。)</p>
<p>イ 巡回研修会 地方における巡回研修会に参加した契約防災措置実施者の職員数を増加させるため、毎年度、全国において契約防除措置実施者を対象とした巡回研修会を実施する。</p>	<p>イ 巡回研修会 茨城、岡山の2箇所において巡回研修会を行い契約防災措置実施者の能力向上を図る。(注)平成15年4月～9月末の間に、山形、福井、長崎において実施済み。</p>	2	<p>毎事業年度5地区を対象に職員を派遣し、契約防災措置実施者の職員等を対象とした巡回研修会を実施。 防除活動時の共通認識の確立、防災能力の向上を目的とし、計画どおり、茨城地区、岡山地区の2カ所において巡回研修会を実施。着実な実施状況であったと認められる。 2地区の参加予定者は当初30名としていたが、合計160名の参加が得られた。 (注)平成15年4月～9月末の間に、山形、福井、長崎でも巡回研修会を実施し、合計205名が参加している。</p>	
<p>(2) 機材事業 船舶所有者等の排出油防除資材の備え付け及び油回収装置等の配備義務者に代わってオイルフェンス等の排出油防除資材を全国33基地に、油回収装置等を全国1</p>	<p>(2) 機材事業 全国33基地に配備してあるオイルフェンス等の排出油防除資材について、毎月保管状態を目視点検し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の使用に</p>	2	<p>流出油事故発生時において使用する資機材を常に良好な状態で保管管理し、緊急時に備えるため、計画どおり、全国33基地に配備している排出油防除資機材の定期点検を実施、全国10基地の油回収装置等の作動確認等の点検を行い、流</p>	

<p>0 基地に配備する。</p>	<p>備える。また、全国10基地に配備してある油回収装置等について、毎月各装置の作動確認及び手入れを実施し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の出動に備える。</p>		<p>出油事故に迅速・的確に対応できる体制を維持するなど着実な実施状況であった。</p>
<p>事故発生時に迅速に排出油防除資材を事故現場に搬出し、油回収装置等を確実に運用できるように各基地で毎年度1回の訓練を行う。</p>	<p>排出油防除資材を管理している19基地において搬出訓練を、油回収装置を管理運用している5基地において運用訓練を行う。 (注)平成15年4月～9月末の間に、排出油防除資材については14基地(室蘭、函館、新潟、伊良湖、四日市、尾鷲、上五島、福井、久慈、むつ小川原、串木野、秋田船川、関門、大阪泉北)、油回収装置については5基地(四日市、和歌山下津、大阪泉北、関門、松山)において訓練を実施済み。</p>	<p>2</p>	<p>流出油事故発生時において、油防除作業が円滑に実施できるよう、排出油防除資材を管理している19基地において搬出訓練、油回収装置を管理運用している5基地において運用訓練を実施するなど着実な実施状況であった。 (注)平成15年度前半、排出油防除資材については14基地、油回収装置については5基地において訓練を実施した。</p>
<p>(3) 海上防災訓練事業 訓練の重点化 1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約に基づく船員法の規定による訓練に重点化を図った訓練計画を策定し、訓練を実施する。 特に、消防訓練を受けることが必要な危険物積載船に乗り組む上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた計画を策定し、訓練を実施する。</p>	<p>(3) 海上防災訓練事業 訓練の重点化 海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に標準コース(5日間)を5回、消防実習コース(2日間)を4回それぞれ開催する。 標準コース5日間のうち2日間を消火実習として消火実習に主体をおいた計画とし、1日は油火災消火実習、他の1日はガス火災消火実習としている。また、消防実習コース(2日間)についても同様に油火災消火実習及びガス火災消火実習をそれぞれ1日ずつと</p>	<p>2</p>	<p>船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいた訓練計画を策定。標準コースを5回、消防実習コースを4回実施し、それぞれ165名、162名の受講者に対し、油火災およびガス火災に対応する消火実習を主体とした訓練を実施するなど着実な実施状況であった。</p>

<p>有益な訓練の実施 海上防災訓練の実施に当たっては、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。また、同アンケートにより70%以上の参加者から当該訓練が有益な訓練であるとの評価を得るため、講義方法の改善等を行い分かり易い講義を実施する。 アンケート結果を踏まえ自己評価を行った上で、更に、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>している。</p> <p>有益な訓練の実施 5回の標準コースについて、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。平成15年度末にアンケートの結果を取りまとめ、分かり易い講義であったかどうか等について評価を行った上で、講義方法の改善等を行う。また、評価結果を踏まえた改善等を行うことにより、次年度において当該訓練が有益な訓練であるとの評価を70%以上の参加者から得られるようにする。 更に、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>2</p>	<p>アンケートは、標準コース5回の参加者165名を対象に実施した。有益な訓練にむけて着実な実施状況であった。 アンケートの概要、分析結果、改善策等の詳細は、別紙のとおり。 今回の訓練が今後の仕事に役立つと思うかとの設問では、受講者全体の86.7%から「役立つ」「どちらかといえば役立つ」との回答を得た。 また、有益な訓練を問う設問では、「消防実習全般」「模擬機関室消火」「保護具(スモークルーム)」などの実習が評価できるとした回答が多く、今後、タンカーの乗組員となる受講者にとって、国内唯一の消防演習施設を使用した本訓練コースは、業務上有益と評価されたものと分析。 スライド等の視覚教材が見えづらい等の問題については、プロジェクター装置の新替を計画している。(15年度末換装済み)</p>	
<p>(4) 調査研究等事業 過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。</p>	<p>(4) 調査研究等事業 受託事業として「危険物の海上輸送時の事故対応策の研究(HNS標準防除手法調査等に係る業務)」、日本財団助成事業として「流出油事故対応のための一般資機材及び複合的な防除手法に関する調査研究」及び「杉樹皮製油吸着材の有効利用及び微生物分解処理技術に関する調査研究」を実施する。</p>	<p>2</p>	<p>日本海難防止協会からの受託事業として仕様書に基づき「危険物の海上輸送時の事故対応策の研究(HNS標準防除手法調査等に係る業務)」を実施し契約を履行した。 自主的に「流出油事故対応のための一般資機材及び複合的な防除手法に関する調査研究」及び「杉樹皮製油吸着材の有効利用及び微生物分解処理技術に関する調査研究」を計画し、公益性の高い事業としてセンターが行う必要があるものとして、日本財団の助成を得て調査研究を実施した。平成15年度は、前者において、自己攪拌型油分散剤の散布に使用する「航空機用散布装置」を開発した。</p>	<p>調査研究を実施した事項について委託元の評価を確認することが望ましい。</p>

<p>調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。</p>	<p>日本財団助成事業については、調査研究の成果をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。</p>	<p>1</p>	<p>センターの開設ページを日本財団のホームページにリンクさせ、日本財団助成事業の調査研究成果を広く公開している。</p>	<p>センターの開設ページにも研究成果を公表してほしい。</p>
<p>自主研究を実施する場合は、外部評価を実施し、その結果をホームページ上で公開する。</p>		<p>-</p>	<p>平成15年度は該当事項なし。</p>	<p>自主研究、受託研究、補助事業の意味を明確にし、年度計画に反映させることが望ましい。</p>
<p>(5) 国際協力推進事業 過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</p>	<p>(5) 国際協力推進事業 東南アジア諸国関係官庁の防災担当者及びその他開発途上国関係機関の防災従事者等向けに、流出事故に対応する緊急時計画策定支援を盛り込んだ国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修(2週間)を1回実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</p>	<p>3</p>	<p>わが国のタンカールートに位置する東南アジア5カ国13名の防災機関担当者を招へい。現地の海上防災体制を強化する目的で国土交通省から委託を受けて、平成13年度から実施している「地域緊急時計画策定支援事業」(ODA事業)を継続実施、国際海事機構トレーニングカリキュラムに準拠した2週間の訓練コースを実施した。</p> <p>さらに、15年度の年度計画には計画されていなかったが、ODA事業のほか、海技大学からの委託によるJICA研修「情報技術応用海事(航海)研修コース」「海事安全教育訓練(機関)コース」、海上保安協会からの委託による「JICA集団研修(救難・防災)コース」、アラビア石油(株)からの委託によるクウェイト人人材育成プログラム「火災消防・流出油対応2週間コース」の委託事業を引き受け、12カ国29名の外国人研修を実施し、国際協力を推進するなど、特に優れた実施状況であった。</p>	
<p>訓練の実施に当たっては、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。また、同アンケートにより70%以上の参加者から当該訓練が有益な訓練であるとの評価を得るため、講義方法</p>	<p>外国人研修について、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。訓練終了後にアンケートの結果を取りまとめ、訓練内容がニーズを踏まえたものであったか、また、分かり易い講義</p>	<p>2</p>	<p>アンケートは、外国人研修(ODA事業)参加者13名を対象に実施。有益な訓練を目指し、着実な実施状況にある。アンケートの概要、分析結果、改善策等は詳細は別紙のとおり。 座学及び実習に対する理解度を25項</p>	

<p>の改善等を行い分かり易い講義を実施する。</p> <p>アンケート結果を踏まえ自己評価を行った上で、更に、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>であったかどうか等々を評価し、評価結果を委託元に報告することにより、事業計画への反映に努めるとともに、講義方法の改善等を行う。また、評価結果を踏まえた改善等を行うことにより、次年度において当該訓練が有益な訓練であるとの評価を70%以上の参加者から得られるようにする。</p> <p>更に、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>目別に設問したところ21項目において8割以上の者から「大変良かった」「良かった」との評価がなされた。</p> <p>訓練の有益性に関する設問では、すべての受講者から「役立つ」との評価を受けることとなった。今後は設問を4段階評価にする等の工夫も必要であるが、この高い評価は、座学講義と実習訓練を交互にリンクさせた当センターならではのカリキュラムの効果であると分析している。</p> <p>なお、今後、評価の低かった法規関係等の講義において研修生の興味、関心を得られるよう、さらに分かり易く、有益な訓練コースを実施することとしている。</p>	
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自己収入の確保</p> <p>センターの収入は、基金及び特別積立金の利息収入の他、火災・油流出事故に対応した場合の防災負担金収入、受託業務収入、消防船の警戒料、資機材備付証明書発行料、訓練受講料等の自己収入で全て賄っており、今後とも自己収入の確保を図り、自立的な運営を行う。</p>	<p>3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自己収入の確保</p> <p>出資金及び出えん金を地方債等で運用し利息収入を得る他、国家石油備蓄会社からの排出油防除資機材の維持業務、危険物の海上輸送時の事故対応策の調査研究、地域緊急時計画策定支援事業、石油連盟からの資機材の保管・定期点検事業及び油汚染対策推進研修会開催事業の受託事業収入、並びにタンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等に対する資機材備付証明書発行料及び船員等の訓練参加者からの受講料等により自己収入を確保する。</p>	<p>2</p> <p>自己収入の確保に努め自立的な運営が行われている。</p>	
<p>(2) 予算（人件費の見積を含む。） (3) 平成15年度（10月1日～）～平成19年度収支計画 (4) 平成15年度（10月1日～）</p>	<p>(2) 予算 (3) 収支計画 (4) 資金計画</p>	<p>2</p> <p>予算等については計画に基づき適切に執行されたものと評価。</p>	

～平成19年度資金計画				
4. 短期借入金の限度額 排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。	4. 短期借入金の限度額 排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。	-	平成15年度は該当事項なし。	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし。	-	平成15年度は該当事項なし。	
6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	-	平成15年度は該当事項なし。	
7. その他業務運営に関する事項 (1) 施設整備に関する計画 消防演習場等の訓練施設及び2隻の消防船について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 施設・設備の修繕の予定なし。 (注)平成15年4月から9月末の間に、訓練船1隻の中間検査及び消防船2隻の上架修理実施済み。	-	平成15年度は該当事項なし。	
(2) 人事に関する計画 海上防災業務を的確に実施するための人事配置とする。	(2) 人事に関する計画 方針 職員の配置に関して、油流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務、その他の業務を行うに当たり適正な人事配置とする。	2	平成15年度は、常勤職員数30名(出向職員18名(船社5名、関係機関(海保12名、財務1名))及び専属職員(プロパー)12名)で業務を実施した。 船社からの出向者は、タンカーの船長等を経験し、船の油防除等の対応を熟知している者であり、また、海上保安庁からの出向者は、海上防災にかかる法令や油防除技術など専門的な知識技能を有している者である。 センターは、これら出向者の知見を最大限に活用して年度計画に掲げた業務を実施しており、約半数の出向者を受け入れることで、強化すべき業務に適時・適切な人材を配置することが可能になるとともに、関係機関との円滑な業務提携が	各部門の職員が持つべき技術・能力を明らかにし、これに基づいた人員配置計画等を今後策定すべきではないかと思われる。

			<p>実施可能になる等、出向者を受け入れる重要性は大きい。</p> <p>一方で継続性をもってセンター業務を実施する者の人材育成も重要であり、年齢構成の偏向にも配慮し、適性な人事配置とするなど、着実な実施状況にある。</p>
	<p>人員計画 年度末の常勤職員数を年度当初と同数とする。 (参考1) (1)年度当初の常勤職員数 30人 (2)年度末の常勤職員数 30人 (参考2) 平成15年度の人件費総額見込み 195百万円</p>	2	<p>センターは平成15年度は、3部(総務部、防災部、機材部)1所(防災訓練所)、3支所(函館、佐世保、鹿児島)において、職員30名の少数体制で全国の沿岸の油流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務、その他の業務を実施している。</p> <p>業務の効率化、コスト削減のため、平成14年度には神戸支所の廃止、15年度当初には理事1名及び職員2名(函館、佐世保支所)を削減するなど改善に努め、16年度当初から防災訓練所の教官1名を削減する予定。</p> <p>15年度においては、人員計画どおり30名で業務を実施、着実な実施状況であった。</p>

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

- 3点：中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。
 - 2点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
 - 1点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
 - 0点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められず、業務改善が必要である。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
				各項目の合計点数 = 38 項目数 × 2 = 38 下記公式 = 100 %

- <記入要領> ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に を記入する。
- （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が130%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が100%以上130%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が70%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

自主改善努力評価

評定	評定理由
相当程度の実践的努力が認められる	有害液体物質等流出事故の対応体制の強化、油回収装置の改良など業務の改善・効率化への積極的な取り組み、暗視双眼鏡、IT化による消防船の通信機能の強化等、時代の流れに沿った技術導入など相当程度の実践的努力が認められる。

- <記入要領> ・自主改善努力が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、評定欄に「相当程度の実践的努力が認められる」と記入し、認められない場合には「-」と記入する。いずれの場合においても、その右の「評定理由」欄に、取組みの事例を含め、その理由を記入する。

業務全般に関する意見

- ・15年度において効果的・効率的な業務のあり方について、学識経験者等の知見を活用した委員会を計画し、検討を開始するなど、業務改善にむけた努力は評価できる。
- ・年度計画のそれぞれの評定理由欄に記載したとおり、15年度計画は、着実な実施状況にあると認められる。
- ・今年度は、評価期間が6ヶ月と短かったこともあり、15年度計画の中期計画における位置づけがわかりづらい点もあるので、今後、年度計画策定にあたっては改善が必要である。

- <記入要領> ・業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、本欄には、総合的な評定について必要な場合に付される意見を記入する。（業務運営評価、自主改善努力評価及び本意見をもって総合的な評価とする。）